

●危険空き家除却事業補助金

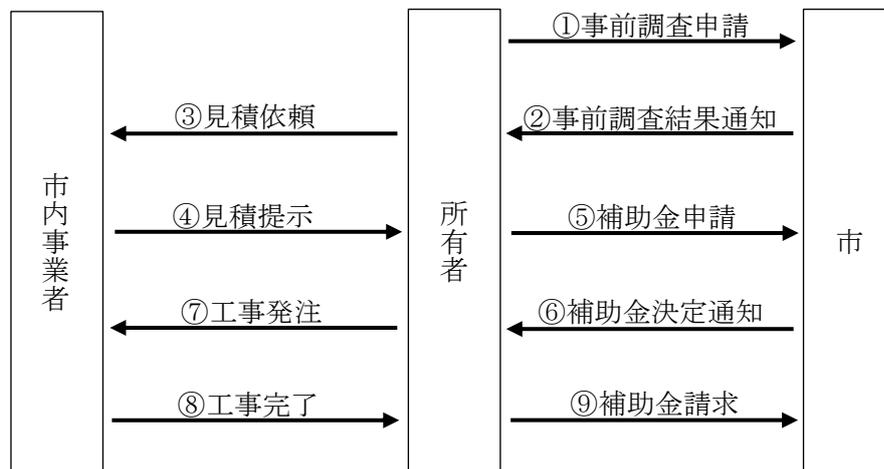
〈目的〉 老朽化により倒壊のおそれのある空き家の除却を促進することにより、災害発生時における人的被害の発生を防止し、避難路、輸送路等の確保により、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

〈概要〉 幹線道路や通学路等に面した建築物で、国の基準による住宅の不良度判定により不良住宅と判定された空き家を、所有者が市内の事業者に請け負わせて除却する場合に除却費用の一部を補助する。

補助対象経費額：除却費用×8/10

補助率：補助対象経費の1/2以内（限度額50万円）

〈手続きの流れ〉



〈申請状況〉

事前調査申請件数	15件
申請者住所	市内9件、市外6件(県内3、県外3)
空き家所在地	大東3、加茂2、木次2、三刀屋4、吉田3、掛合1
補助対象物件数	4件
空き家所在地	木次1、三刀屋1、吉田1、掛合1
補助金交付申請件数	1件(木次)
申請辞退理由	次年度以降実施予定1、市外業者に依頼2